

# 特定社労士法人 新宿社会保険労務士事務所のご案内

**SSR** 特定社労士法人  
新宿社会保険労務士事務所

企業経営の中核をなす労務管理について、あらゆるご相談に応じております

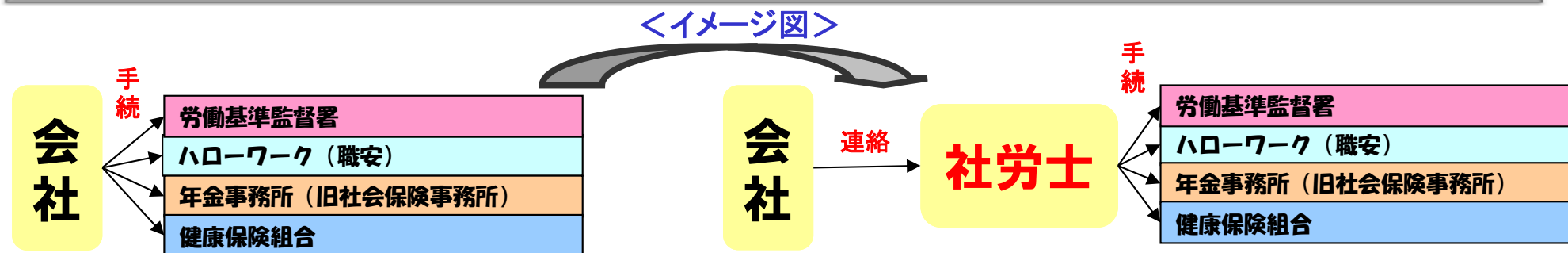


認証番号：1601209



10840606

# 社会保険手続



## 現状の問題点

社会保険手続は、手続き自体は難しくないものの、「社員の入退社」「社員の氏名変更」といった一つ事象に対し複数の行政官庁への届出が必要となることがほとんどです。その場合、それぞれの機関は縦割り組織のため互いの情報共有機能がないだけでなく、仮に会社が行った手続に不備や漏れがあったとしてもそれに対するチェック機能が一切存在しないという大きな問題点があります。

## アウトソーシングのメリット

当事務所に社会保険手続をアウトソーシングすることにより、会社は事案の内容を当事務所に連絡を行うのみで、当事務所側で事案ごとに必要な手続を漏れなく抽出のうえ、一括して各官庁への手続を行います。

## 当事務所の社会保険手続の特徴

- 社会保険手続は、全て社会保険労務士有資格者が処理を行っています。
  - 平成20年より業界最速で電子申請に対応しています（平成23年11月より可能となった離職票の電子申請にも同月中に対応済です）。
  - 電子申請に非対応の手続は、記録付き郵送処理にて効率的に処理を行っています。健康保険組合への手続は、磁気媒体（CD）の郵送にて処理しています。
- ※2021年から始まる健康保険組合への電子申請（マイナポータル申請）について、2021年9月より対応開始しました。
- 手続フェーズごとの事跡管理により、当事務所側の手続漏れだけでなく、行政側の処理進捗も監視しています。
  - 申請データは、遠隔地サーバーにて毎日バックアップをとっており、過去の申請記録はすぐに確認可能な状態で保管しています。
  - 社会保険労務士業務保険に加入していますので、万が一当事務所側のミスにより会社または従業員に損害を与えた場合、保険金により損害が補填されます。オプションとして個人情報漏洩保険、サイバーリスク保険にも加入しています。

# 給与計算



## 現状の問題点

給与計算は、パッケージソフトの普及により事務負担は軽減されましたが、どんなに高価な給与計算システムであっても、毎月の変更点等は基本的に手動での処理となっており、その操作には給与計算事務とソフト操作の両方に精通した処理者が必要となります。給与計算システムを使用すると、誰が操作してもボタン一つでそれらしい数字が吐き出されてしまう点が落とし穴となり、実は、誤った給与計算処理を繰り返している会社は少なくありません。給与計算担当者が退職する都度、給与に修正が入る会社も珍しくありませんが、給与計算のミスが発生した場合、遡って給与額を修正することはできても、失った従業員の信頼はなかなか取り戻すことができません。また、従業員の給与額や昇給の状況が全て把握できてしまうという点を考慮すると、給与計算を特定の従業員に任せることは思わぬトラブルの元ともなりかねません。

## アウトソーシングのメリット

当事務所に給与計算をアウトソーシングすることにより、当事務所が最新の労働諸法令に従って正確に給与計算を行います。また、給与計算に必要な情報は当事務所と会社で常に共有管理することになりますので、会社のご担当者様が急に退職されてもスムーズに業務を継続することが可能です。

## 当事務所の給与計算の特徴

- 業界最先端で、給与明細書、源泉徴収票の電子化に対応しています（平成18年）。メール給与明細書（パソコン、携帯電話）、ウェブ給与明細書（パソコン、携帯電話）どちらも対応可能です（給与明細書、源泉徴収票のメール配信は無償対応）。
- 源泉徴収票は、最終給与確定時点で即時発行します。
- 給与、住民税ともに全銀フォーマット形式の振込データは無償提供となります。
- 給与支払報告書、源泉徴収票は、エルタックスに対応しています（エルタックス用データは無償提供となります）。
- 給与データは、遠隔地サーバーにて毎日バックアップをとっており、万が一データが破損しても復元可能です。
- 社会保険労務士業務保険に加入していますので、当事務所側の計算ミスによる過払い給与が発生し、本人の退職等により回収不能となった場合等は、保険金により損害が補填されます。

# 就業規則



## 現状の問題点

就業規則は、会社と全従業員との間の契約内容となるものであり、企業経営にとっての重要度は一般に考えられているものよりも遥かに大きいものです。現在、インターネット上で就業規則その他規程の雛形は無料で簡単に手に入りますが、安易に就業規則として定めると、後々大きなトラブルを生むリスクがあります。

## 当事務所の就業規則の特徴

■当事務所の代表者は、労働関係訴訟を複数経験している数少ない社会保険労務士であり、日常的なトラブルや労働基準監督署の調査に対応できることはもちろんのこと、万が一、紛争に至った場合でも「会社を守る」ことができる就業規則を会社の立場に立って作成します。

# 労務相談

## 現状の問題点

インターネットの普及で個人でも容易に情報を得ることができるようになり、労働者側もどんどん権利を主張してくる時代になりましたが、インターネット上の情報は労働者側に偏ったものや誤った情報が非常に多く存在します。労働問題の争点は、見解が多岐に分かれているものが多数あるにもかかわらず、労働者側に過剰に偏った情報が両者のパワーバランスを逆転させているケースが非常に多いのが現状です。

## 当事務所の労務相談の特徴

- いわゆる本に書かれた知識の受け売りではなく、豊富な実務経験に基づいた、現場に対応できる回答をします。
- 電話、メールによる相談の他、内容により、クライアントまたは当事務所にて相談を承ります。
- メールでのご相談の場合、原則24時間以内には回答いたします（専門の弁護士に確認が必要な場合等、即日回答が難しい場合は、事前にその旨をお伝えします）。
- いかなる場合も常に会社側の立場に立って解決策を考えます。
- ご希望望により、ウェブ面談（Zoom、Skype、Teams、Google Meet等）も対応可能です。

# 行政調査対応



## 現状の問題点

現在、情報化が進み、以前では一般企業にはなかなか触れることのできなかった行政調査の対応についても、ネット上にも広く情報が掲載されており、「〇〇調査対応マニュアル」のような書籍は毎年多数出版されております。しかしながら、それらの情報を見ても、どれも準備する書類の一覧であったり、調査の流れであったり、ごく当たり前の表面的な情報が書かれているものしか見当たりません。一方で、会社が本当に知りたい情報は、例えば、「行政から準備するように指示された書類について、そもそも作成していない場合はどうなるのか（正直にないと言ったほうがよいのか、慌てて作ったほうがよいのか）」「法令違反が確認された場合には何が起るのか（具体的にどのようなペナルティが発生するのか）」「万が一、提示書類を改ざんしたらどうなるのか」等の情報であり、それらの生々しい情報は、我々のような業界内の狭いコミュニティで共有されているだけで、決してオープンな場に公開されることはありませんので、通常、一般企業がこれらの情報に触れることはありません。

## 当事務所の調査対応の特徴

- 行政調査で問題がないように指導することが日常の顧問業務の範囲内と考えており、行政調査対応について別途報酬を請求することはありません（スポット契約での調査対応を除く）。
- 調査当日の調査立会だけでなく、事前の調査準備から、調査後の行政への報告まで一連の対応をサポートします。行政調査は、報告内容により、再調査が入る確率が断然変わってきます（特に、労働基準監督署の調査は、一定間隔で来ると言われる税務調査とは違い、調査から半年～1年後に再調査が行われる確率が高いとされています）。
- 行政寄りの立場ではないのは当然として、一般的な専門家に多い裁判官のような中立的な立場でもなく、あくまで会社側の立場に立ち、当事者意識を持って調査対応をいたします。仮に、当事務所が行政側と険悪な関係になったとしても、会社の立場から主張できる内容は全て主張します。

## 料金表

項目	内容等	金額
社労士顧問 (手続・相談)	<p>&lt;手続&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格取得届、被扶養者異動届、資格喪失届、退職票等の入退社手続</li> <li>・住所変更、氏名変更、被扶養者の異動手続</li> <li>・月額変更届、賞与支払届</li> <li>・労働保険料申告、社会保険算定基礎届</li> <li>・従業員への給付申請（労災保険、健康保険。ただし、年金給付を除く）</li> <li>・従業員の産前産後休業、育児休業に伴う手続</li> </ul> <p>&lt;相談&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険、社会保険に関する相談</li> <li>・労務管理に関する相談</li> <li>・就業規則、雇用契約書等の作成相談</li> <li>・法改正情報および各種書式のフォーマット提供</li> <li>・従業員トラブル対応（係争を除く）</li> <li>・行政調査対応</li> </ul>	<p>月額 基本料10,000円＋在籍人数×1,000円 (10名未満は一律20,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍人数は、社会保険加入者を1人とし、雇用保険のみ加入者を0.5人とします。</li> <li>・毎年の労働保険料申告、社会保険算定基礎届は上記金額に含みます。</li> <li>・相談のみ顧問の場合、企業規模によらず、相談窓口数×月額50,000円となります。</li> </ul>
給与計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金台帳作成</li> <li>・全銀協振込データ作成、住民税振込データ作成</li> </ul> <p>※タイムカード集計等の勤怠データ確定作業は行いません。</p> <p>※給与（賞与）明細書（データ納品型）は無料</p> <p>※給与（賞与）明細書（メール配信代行）は無料</p> <p>※給与（賞与）明細書（WEB閲覧型）は別途月額3,000円（100名毎）</p> <p>※給与（賞与）明細書（ドット封筒型）は別途実費@50円</p>	<p>月額 基本料5,000円＋計算人数×500円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回までの賞与計算は無料</li> </ul>
年末調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票、給与支払報告書の作成を含む</li> </ul> <p>※給与支払報告書の各市区町村への提出代行は行いません。 (エルタックス用のCSVデータの無償提供が可能ですので、自社でエルタックスによる電子申請ができるようにサポートが可能です)</p>	<p>基本料10,000円＋対象人数×1,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末時のみ</li> </ul>

### 当事務所の顧問契約の特徴

- 一般的な社労士の顧問契約では別料金となる業務（労働保険料申告、算定基礎届、就業規則作成、行政調査対応）についても上記金額に含んでおりますので、通常の会社経営の中で必要な労務面の対応は概ね顧問契約の中に含んでいると考えて頂いて結構です。ただし、助成金の申請代行は行っていません（自社で申請する場合は、助成金のご相談は顧問料の中で対応可能です）。
- 定期的なクライアント訪問はしてはおりませんが、手続、相談とも迅速に対応します（訪問の必要がある案件、対面のほうが都合がよい案件については、上記月額内で月に何度でも訪問いたします）。
- 土業の契約でよくみられる半年や1年等の契約期間を設けていませんので、短期間での解約も可能です。また、万が一、解約となった場合も、後任担当者様または後任社労士事務所様に最後まで責任をもって引継ぎを行います。

# 事務所概要

## 事務所名

特定社労士法人  
新宿社会保険労務士事務所

## 設立

2002年8月1日(個人事業)  
2020年9月29日(法人化)

## 組織

代表社員 特定社会保険労務士 鈴木崇  
社員 特定社会保険労務士 井上寛治



## 住所

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-15-7東晃ビル10階(令和2年9月より現住所)

## 事業内容

- 労働社会保険諸法令に基づく各種手続の代行および指導  
(アウトソーシングの活用による固定費削減のコンサルティング)
- 雇用契約書、就業規則等の諸規程作成の代行および運用指導  
(リーガルリスクのチェックおよび企業防衛型就業規則の提案)
- 労使間トラブルの解決援助およびコンサルティング  
(紛争の早期解決援助から個別労働関係紛争解決促進法によるあっせん代理まで)

## 従業員数

社会保険労務士有資格者4名(代表者を含む。平成31年1月現在)

## クライアント

東証一部、東証二部、マザーズ、ジャスダック上場企業を含む約80社(平成31年1月現在)

- ・人材サービス業(労働者派遣事業、有料職業紹介事業)
- ・IT関連企業(受託開発ソフトウェア業、パッケージソフトウェア業、情報提供サービス業)
- ・接客サービス業(ホテル業、小売業、美容室、飲食店業、パチンコ店)
- ・その他(医院クリニック、介護事業、保険業、不動産業、卸売業、製造業、広告業、建設業、会計事務所、設計事務所、一般社団法人、外資系企業)

## 売上金額

5500万円(平成30年度。社労士顧問料のみ。)  
5300万円(平成29年度。社労士顧問料のみ。)  
5000万円(平成28年度。社労士顧問料のみ。)

## その他

プライバシーマーク取得(登録番号:第10840606号)



## 主な実績等

### <代表者略歴>

鈴木崇 昭和50年6月生まれ。早稲田大学卒業。

社労士試験受験講師、社労士事務所勤務を経て、2002年8月社会保険労務士事務所開業。

### <主な実績(アウトソーシング)>

- ・入退社手続処理件数・・・入社、退社ともに各毎月1000件～2000件(平成31年1月時点)
- ・離職票発行件数・・・毎月300件～1000件(平成31年1月時点)
- ・給与計算人数・・・毎月2000名～2500名(平成31年1月時点)
- ・その他・・・現在電子申請が可能な手続は全て電子申請にて処理  
(2021年より健康保険組合への電子申請にも対応)

### <主な実績(コンサルティング)>

- ・就業規則作成・・・100社以上
- ・上場支援・・・東証一部、東証二部、マザーズ、ジャスダックの全市場に顧問先のIPO実績あり
- ・その他・・・サービス残業対策、個別労使紛争あっせん代理、労働トラブル和解交渉同席、労働組合交渉同席、労働関係訴訟援助、社会保険手続の内製化(インソーシング)指導他

### <主な実績(行政調査対応、立会い)>

- ・労働基準監督署調査(定期臨検、申告臨検、労働保険料算定基礎調査)・・・年間10社程度
- ・年金事務所調査、健康保険組合調査(被保険者資格、標準報酬月額等調査)・・・年間10社程度
- ・労働保険社会保険合同調査(労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所の連携による合同調査)
- ・労働局調査(人材派遣業調査、有料職業紹介事業調査、雇用均等室調査、助成金調査)
- ・会計検査院調査(社会保険被保険者資格調査、労働保険料算定基礎調査、助成金調査)